

放課後児童クラブ入会基準について

1. 放課後児童クラブの入会基準

児童福祉法第6条の3に定める「その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」とは以下のとおりとする。

番号	保護者が次のいずれかに該当すること。	認定の有効期間
1	1月において、48時間以上労働することを常態とすることとし、以下に該当すること。 ・1年生の場合、勤務終了時間が14時00分以降※1 ・2年生の場合、勤務終了時間が14時30分以降 ・3年生以上の場合、勤務終了時間が15時00分以降であること。 ※1 右欄※2に定める期間までは勤務終了時間を「正午以降」とする。 ※3 長期休み期間については勤務終了時間を「正午以降」とする。ただし、放課後児童クラブ単独施設はこの限りではない。 ※4 通勤時間として30分を含む。ただし実態に応じて考慮する。	当該年度の3月31日まで ※2 当該年度の5月31日までを上限とする。 ※3の場合、当該長期休みの終了日の翌日が属する月の末日または、当該年度の3月31日までを上限とする。
2	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	出産予定日の属する月の2ヶ月前の初日から入会可能で、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日(同日前に子どもが小学校を卒業する場合は小学校卒業前または、当該年度の3月31日)まで
3	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。	当該年度の3月31日まで
4	同居の親族(長期入院等の親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	当該年度の3月31日まで
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	当該年度の3月31日まで
6	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 職業訓練等を受けていること。	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日(同日前に子どもが小学校を卒業する場合は小学校卒業前または、当該年度の3月31日)まで
7	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること 配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること。	当該年度の3月31日まで
8	上記の事由に類するものとして市が認める事由に該当すること。	当該事由に該当するものとして認められた事情を勘案して上記に準じて定める期間

2. 提出書類

- ①放課後児童クラブ入会申込書(1号様式)
- ②放課後児童クラブ個人票(2号様式)
- ③添付書類

入会基準	書類
1	勤務証明書(3号様式) ※勤務形態によって、シフト表の提出が必要な場合があります。
2	母子手帳(写) ※お母さんの名前がわかるページと分娩予定日がわかるページ。
3	診断書、身障手帳(写) ※診断書については、家庭で児童の保育ができない旨を明記したものがが必要です。
4	介護・看護状況申告書(10号様式) ※手帳等の写または診断書を添付してください。
5	り災証明書
6	在学証明書(11号様式)
7	個別にご相談下さい。
8	

3. 補足説明及び注意事項

1	1 月において 48 時間以上労働とは	最低、週3日かつ週12時間以上の勤務が必須となります。 ※週2日勤務の方や、週2日と週3日の交互勤務の方などは週12時間以上の勤務があったとしてもご利用できません。
2	シフト勤務者の方で入会基準に該当するか判断の難しい場合	以下のとおり、シフト表の提出が必要です。 ア) 過去3ヵ月間のシフト表を提出し、入会基準に該当していることを確認します。 イ) 雇用期間が3ヵ月未満の方は、その間のシフト表を提出し、入会基準に該当していることを確認します。 ウ) 新採用の方は、シフト表ができ次第提出していただき、入会基準に該当していることを確認します。 ※入会の決定はシフト表確認後でなければできませんので、ご理解願います。
3	新採用で入会申込時に勤務証明書が間に合わない方	以下の書類が提出され、入会基準に該当する場合は、承認期間1ヵ月となりますので、その間に改めて採用後の勤務証明書の提出をお願いします。 ※勤務証明書が改めて提出された場合は、承認期間延長の手続きとなります。 ア) 内定通知書や採用通知書など、雇用されることが分かる書類 イ) 勤務規定などにより、勤務日数、勤務時間などの入会基準に該当することがわかる書類。
4	勤務証明書の記載で「採用予定」となっている方	承認期間は1ヵ月となります。但し、研修等の試用期間の定めがあるものについては、その期間を承認期間としますので、その間に改めて、採用された旨の勤務証明書の提出をお願いします。
5	有期雇用の方で、新年度申込み時点の雇用期間が3月31日までで「更新予定有」となっている方	上記3、4同様承認期間は1ヵ月となりますので、その間に改めて、更新された旨の勤務証明書の提出をお願いします。

4. 利用承認について

釧路市放課後児童クラブ運営要綱に基づき審査を行い、入会を承認した場合、放課後児童クラブ入会承認通知書を保護者に通知します。また、承認しない場合は理由を付して放課後児童クラブ入会不承認通知書を保護者に通知します。